

成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(乳児等支援給付認定保護者の承諾を得る方法)

第2条 特定乳児等通園支援事業者は、条例第34条第2項の規定により同項に規定する書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次条第1項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次条第1項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、同項の乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第3条 条例第34条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定

保護者の閲覧に供し，乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては，特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は，乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

（条例第34条第3項の規定により準用する場合における読替え）

第4条 条例第34条第3項の規定により準用する場合における前2条の規定の適用については，第2条第1項中「第34条第2項」とあるのは，「第34条第3項において読み替えて準用する同条第2項」と，「同項に規定する書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と，「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と，同項第1号中「次条第1項各号」とあるのは「第4条において読み替えて適用する次条第1項各号」と，同条第2項中「前項」とあるのは「第4条において読み替えて適用する前項」と，「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と，「記載事項の提供」とあるのは「条例第34条第3項に規定にする書面等による同意の取得」と，前条第1項中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と，「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と，「受けない」とあるのは「行わない」と，「交付する」とあるのは「得る」と，同条第2項中「前項各号」とあるのは「第4条において読み替えて適用する前項各号」とする。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。